

令和5年
福岡都市圏南部環境事業組合議会
第1回定例会 会議録

会期 令和5年3月29日（水）

福岡都市圏南部環境事業組合議会

1 議事日程

[令和5年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会]

令和5年3月29日

午前11時00分開議

場所 福岡都市圏南部工場

日程	議案番号	案 件 名
日程第1		議席の指定
日程第2		会議録署名議員の指名
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5	議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任について（議員選出）
日程第6	議案第2号	福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第7	議案第3号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第8	議案第4号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第9	議案第5号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第10	議案第6号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第11	議案第7号	福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第8号	福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第9号	令和5年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について
日程第14	議員提出 議案第1号	福岡都市圏南部環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

2 出席議員（9名）

1番 伊藤 嘉人 議員

2番 大森 一馬 議員

3番 松尾 徳晴 議員

4番 岩 渕 穰 議員

5番 山 上 高 昭 議員

6番 井 福 大 昌 議員

7番 門田直樹 議員

8番 小島真由美 議員

10番 上野 彰 議員

3 会議録署名議員

4番 岩 渕 穰 議員

6番 井 福 大 昌 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者（6名）

管理者 楠田大蔵

副管理者 武末茂喜

副管理者 高島宗一郎

副管理者 井上澄和

副管理者 井本宗司

事務局長 渡邊政彦

5 職務のため出席した事務局職員（9名）

総務課長 五島弘和

施設課長 野村 聡

総務係長 桑野 敏

設備係長 小原 仁

土木係長 佐藤孝俊

総務係 矢野周平

総務係 中川ゆみ

設備係 中牟田大嗣

設備係 小嶋昭太郎

開会 午前11時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山上高昭議員） 皆さん、こんにちは。

本日は大変お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。

高原隆則議員から本日の会議の欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、令和5年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を開会いたします。

議事に入ります前に、議員の皆さまにご報告いたします。

令和4年12月6日付で、那珂川市議会選出の津留渉議員から、諸般の事情により組合議員を辞職したい旨の申し出がありました。これを受けまして、地方自治法第126条の規定により、同日付けで許可をいたしましたことを、ご報告申し上げます。

それでは、議事に入ります。議事日程はお手元に配付しているとおりでございます。

なお、一般質問については、通告がありませんでしたので、なしといたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議席の指定について

○議長（山上高昭議員） 日程第1「議席の指定」を行います。

那珂川市議会から選出されておりました議員の辞職に伴い、令和4年12月12日付で新たな組合議会議員が選出されましたので、議員の議席について、福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則第3条第1項の規定により議長が指定いたします。議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

○総務係長（桑野敏） はい。今回、新たに選出されました議員の議席番号と氏名を朗読いたします。

議席番号10番、上野彰議員。以上でございます。

○議長（山上高昭議員） ただいま、朗読されましたとおり、議席を指定いたします。

上野議員におかれましては、席札の議席番号が表示された面を掲示していただきますよう、お願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（山上高昭議員） 日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、4 番岩渕穰議員及び 6 番井福大昌議員を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 3 会期の決定

○議長（山上高昭議員） 日程第 3 「会期の決定」について議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日 1 日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第 4 諸般の報告

○議長（山上高昭議員） 日程第 4 「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧を配付いたしておりますので、監査関係の資料については、事務局に保管しております。必要な方はお申しつけください。

以上で、「諸般の報告」を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 5 議案第 1 号 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任について

○議長（山上高昭議員） 続いて、日程第 5 「議案第 1 号 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任について」を議題といたします。

ここで、地方自治法第 117 条の規定により、10 番上野彰議員が除斥の対象となっておりますので、ご退席をお願いいたします。

（上野彰議員退席）

提案理由の説明を求めます。

（楠田管理者挙手）

- 管理者（楠田大蔵） 議長。
- 議長（山上高昭議員） 楠田管理者。
- 管理者（楠田大蔵） 皆さん、こんにちは。

本日ここに、令和5年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中に御出席いただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日は、監査委員の選任1件、条例の制定1件及び一部改正6件、並びに令和5年度一般会計予算1件の合計9件の議案を提出し、ご審議をお願い申し上げます。

議案書1ページ「議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合監査委員の選任について」を御説明いたします。

本案は、組合議員のうちから選任していただいております、那珂川市議会選出の津留渉議員の監査委員の辞職に伴い、同市議会選出の上野彰議員を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項及び福岡都市圏南部環境事業組合規約第12条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

- 議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

質疑を行います、通告がありませんでしたので質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号について、同意することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

- 議長（山上高昭議員） 全員賛成【賛成多数】であります。

したがって、議案第1号については、同意することに決定いたしました。

〈同意 賛成7名、反対0名 午前11時06分〉

- 議長（山上高昭議員） ここで、上野彰議員の除斥を解きます。

（上野彰議員着席）

- 議長（山上高昭議員） ただいま、監査委員に選任されました、上野彰議員から、ご挨拶がございます。

- 10番（上野彰議員） ただいま議員の皆様方のご賛同をいただきまして、監査委員に選任をいただきました上野でございます。当組合におかれましては、施設の本格稼働から8年目となり、今後、さらに公正で効率的な財政運営が求められていくことと存じます。

監査委員としての職務の遂行にあたりましては、これまでの知識と経験を生かし、誠実かつ公正な立場で職務を全うする所存でございますので、今後とも皆様方のご指導をいただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（山上高昭議員） ありがとうございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第6 議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について**

○議長（山上高昭議員） 日程第6「議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（楠田管理者挙手）

○管理者（楠田大蔵） 議長。

○議長（山上高昭議員） 楠田管理者。

○管理者（楠田大蔵） それでは、議案書4ページ「議案第2号 福岡都市圏南部環境事業組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、地方公共団体における個人情報の保護に関する施策、個人情報の取扱い等に関することが、同法の適用を受けるため、同法の施行に関し、現行の条例を廃止し、新たに必要な事項を定めるものであります。

よろしくご審議を賜りますよう、お願いたします。

○議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

質疑を行います、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第2号については、可決することに決定いたしました。

〈認定 賛成8名、反対0名 午前11時08分〉

日程第7 議案第3号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第4号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第5号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第6号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議案第7号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山上高昭議員） 日程第7「議案第3号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から、日程第11「議案第7号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの5件でございますが、これを一括議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号から議案第7号までを、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

（楠田管理者挙手）

○管理者（楠田大蔵） 議長。

○議長（山上高昭議員） 楠田管理者。

○管理者（楠田大蔵） それでは、議案第3号から議案第7号までの5件を一括してご説明申し上げます。

まず、議案書11ページ「議案第3号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、国家公務員に準じ、職員の定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、地方公務員法の一部改正に伴い、管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制、その他必要な事項について定めるものであります。

次に、議案書19ページ「議案第4号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休暇等を定めるものであります。



次に、議案書 22 ページ「議案第 5 号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、育児休業の対象とならない職員の範囲等に関し、所要の規定の整備を図るものであります。

次に、議案書 25 ページ「議案第 6 号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の分限の手續及び効果等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正に伴い、分限の手續の対象となる処分の範囲に関し、所要の規定の整備を図るものであります。

次に、議案書 27 ページ「議案第 7 号 福岡都市圏南部環境事業組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、地方公務員法の一部改正による管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴い、減給の期間にある職員が降給となった場合における減給の額等に関し、所要の規定の整備を図るものであります。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

一括して質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第 3 号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 3 号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第 3 号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成 8 名、反対 0 名 午前 11 時 13 分〉

○議長（山上高昭議員） 次に、議案第 4 号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 4 号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第4号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時14分〉

○議長（山上高昭議員） 次に、議案第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第5号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時14分〉

○議長（山上高昭議員） 次に、議案第6号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第6号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時15分〉

○議長（山上高昭議員） 次に、議案第7号について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第7号については、可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時15分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 12 議案第 8 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山上高昭議員） 日程第 12「議案第 8 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

（楠田管理者挙手）

○管理者（楠田大蔵） 議長。

○議長（山上高昭議員） 楠田管理者。

○管理者（楠田大蔵） それでは、議案書 29 ページ「議案第 8 号 福岡都市圏南部環境事業組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、人事院勧告に基づき、国家公務員の給与等が改定されたことに伴い、これに準じて改正を行うものであります。よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。通告がありませんでしたので、なしといたします。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第 8 号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第 8 号については可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成 8 名、反対 0 名 午前 11 時 17 分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 13 議案第 9 号 令和 5 年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について**

○議長（山上高昭議員） 日程第 13「議案第 9 号 令和 5 年度福岡都市圏南部環境事業組合 一般会計予算について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（楠田管理者挙手）

○管理者（楠田大蔵） 議長。

○議長（山上高昭議員） 楠田管理者。

○管理者（楠田大蔵） 議案書 31 ページ「議案第 9 号 令和 5 年度福岡都市圏南部環境事業組合一般会計予算について」ご説明いたします。

本案は、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議案を提出するものでございます。

別添の令和 5 年度福岡都市圏南部環境事業組合予算書の 5 ページ及び 6 ページをご覧ください。

令和 5 年度の一般会計歳入及び歳出予算の総額は、26 億 1,734 万円で、令和 4 年度の当初予算と比較して、1,091 万 3 千円の増額となっております。

詳細な内容については、事務局長から説明いたします。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

（渡邊事務局長挙手）

○事務局長（渡邊政彦） 議長。

○議長（山上高昭議員） 渡邊事務局長。

○事務局長（渡邊政彦） はい。それでは、ご説明いたします。引き続き予算書の 7 ページをご覧ください。

はじめに、歳入でございます。

8 款 1 項 1 目の構成市負担金は、15 億 6,736 万 4 千円で、前年度と比較して、1 億 9,414 万 5 千円の増となっております。増額の主な理由は、売電収入の減及び歳出予算の増によるものでございます。一つ飛びまして、9 款 2 項 1 目の衛生手数料は、自己搬入ごみの処理に係る手数料 1 億 3,771 万 1 千円で、前年度と比較して、1,280 万 4 千円の減となっております。これは、ごみ搬入量の減少によるものでございます。11 款 1 項 1 目の利子及び配当金は、610 万 5 千円で、前年度と比較して、317 万円の増となっております。これは、施設整備基金等の運用に伴う利子の増によるものでございます。8 ページをご覧ください。13 款 1 項 1 目の基金繰入金は、2 億 7,495 万 6 千円でございます。一番下の欄の 15 款 2 項 2 目の売電収入は、6 億 3,099 万円で、前年度と比較して 1 億 500 万円の減となっております。減額の主な理由は、ごみ搬入量の減少等によるものでございます。

次に、歳出でございます。

10 ページをご覧ください。1 款 1 項 1 目の議会費は、246 万 8 千円を計上しております。11 ページをご覧ください。2 款 2 項 1 目の施設整備費は、前年度と比較して、690 万円の減となっております。これは、最終処分場整備設計業務が令和 4 年度に完了し、減額したことによるものでございます。12 ページをご覧ください。2 款 3 項 1 目の公債費は、13 億 4,333 万 4 千円を計上しております。13 ページをご覧ください。3 款 1 項 1 目の総務管理費は、1 億 1,654 万 6 千円を計上しております。次に、15 ページをご覧ください。3 款 2 項 1 目の施設整備費は、9 億 1,941 万 9 千円で、前年度と比較して、4,498 万 8 千円の増となっております。増額の主な理由は、中間処理施設の運営委託料の増額、最終処分場の浸出水集排水管工事などによるものでございます。16 ページの中ほどをご覧ください。3 款 2 項 2 目の周辺整備費は、600 万円を計上しております。17 ページをご覧ください。4 款 1 項 1 目の自己搬入ごみ関係費は、3,843 万円で、

前年度と比較して、329万9千円の増となっております。増額の主な理由は、自己搬入ごみ事前受付業務委託料の増額によるものでございます。18ページをご覧ください。5款1項1目の施設整備基金関係費は、1億4,367万1千円で、前年度と比較して、3,780万4千円の減となっております。減額の主な理由は、基金に割り振られる決算剰余金の減額によるものでございます。19ページをご覧ください。6款1項の予備費は、4,747万2千円を計上しております。

最後に、お手数でございますが予算書4ページにお戻りください。

地方自治法第214条の規定により、債務負担行為を新たに設定するものでございます。計4項目でございます。なお、予算書の最後のページ、20ページ及び21ページに、現在の債務負担行為の状況を取りまとめておりますのでご参照ください。説明は以上でございます。

○議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

質疑については、通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第9号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議案第9号については可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時23分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について

○議長（山上高昭議員） 日程第14「議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（松尾議員挙手）

○3番（松尾徳晴議員） 議長。

○議長（山上高昭議員） 3番松尾徳晴議員。

○3番（松尾徳晴議員） それでは、「議員提出議案第1号 福岡都市圏南部環境事業組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」をご説明いたします。

本案は、個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、本組合議会における個人情報の適切な取扱いに関し必要な事項を定めるものでございます。

よろしくご審議賜りますよう、お願いいたします。

○議長（山上高昭議員） 説明は終わりました。

質疑を行います。通告がありませんでしたので、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（山上高昭議員） なしと認めます。これで討論を終わります。

採決を行います。

議員提出議案第1号について、可決することに賛成の議員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（山上高昭議員） 全員賛成であります。したがって、議員提出議案第1号については可決することに決定いたしました。

〈原案可決 賛成8名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（山上高昭議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和5年福岡都市圏南部環境事業組合議会第1回定例会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前11時25分

地方自治法第123条第2項及び福岡都市圏南部環境事業組合議会会議規則第87条の規定により下記に署名する。

令和5年3月29日

福岡都市圏南部環境事業組合議会議長_____

会議録署名議員_____

会議録署名議員_____